





# 第2次新潟市男女共同参画行動計画

平成23年度(2011年度) - 平成27年度(2015年度)

概要版



 新 潟 市

## 計画の基本的な考え方

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、国は、「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画を策定して施策を推進しています。

新潟市では、平成 13 年に「新潟市男女共同参画行動計画」（計画期間：平成 13 年度～平成 22 年度）を策定、平成 17 年には男女共同参画の推進に関する基本理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、取組を進めてきました。

この「第 2 次新潟市男女共同参画行動計画」は、男女共同参画行動計画の計画期間終了を受け、条例に基づいて、男女平等な社会の実現に向け、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため策定しました。

また、本計画は、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を含めて策定し、男女共同参画社会の実現のために早急に対応すべき課題である配偶者等からの暴力への対策を進めることにしています。

## 計画期間

平成 23 年度から平成 27 年度まで（5 年間）

## 計画の基本理念

（新潟市男女共同参画推進条例より）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行についての配慮
- 3 政策や方針決定の場への男女共同参画
- 4 家庭生活と社会生活との両立
- 5 男女の健康と権利
- 6 国際協調

## 計画の推進

### 1 計画の進行管理

計画に基づき男女共同参画の推進に関する施策を進めていくため、目標ごとに達成度を測るための指標を設定し、計画期間中に達成すべき数値目標を設定します。

施策の実施状況を点検・評価し、その結果を年次報告書として公表します。

### 2 推進体制の充実・強化

男女共同参画の視点を持って施策を総合的・計画的に進めるため、庁内における推進体制の充実・強化を図ります。

また、市民団体や事業者等との連携、協働を進めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ります。

男女共同参画推進センター「アルザにいがた」については、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民、事業者、市民団体による取組を支援するための拠点施設として、能力開発・職業支援・情報・相談・調査研究・交流・保育の機能の一層の充実を図ります。

# 施策の体系

〔目標・施策の方向・具体的取組〕

## 目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

- (1) 男女共同参画推進のための意識啓発
  - ①家庭・地域等への広報・啓発活動の推進
  - ②保育・学校教育における男女平等教育の推進
  - ③職場における男女共同参画についての研修支援
  - ④地域リーダーの育成
  - ⑤国際理解に基づく男女共同参画の推進
- (2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革
  - ①男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供
  - ②メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

## 目標2 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- (1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充
  - ①審議会委員等への女性の参画の拡充
  - ②市女性職員の管理職等への登用推進
- (2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進
  - ①企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発
  - ②女性のエンパワーメントの推進

## 目標3 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
  - ①男女雇用機会均等法等関係法令や制度の周知
  - ②女性労働問題の解決への支援
- (2) 女性の職業能力の開発支援と就業支援
  - ①女性の職業能力の開発機会の提供
  - ②再就職や起業の支援
- (3) 農業や自営業等における男女共同参画
  - ①経営参画のための学習機会の提供
  - ②労働環境の整備促進

## 目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発
  - ①働き方の見直しに関する啓発
  - ②男女がともに働きやすい職場環境の整備促進
  - ③家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援
  - ①子育て支援策の充実
  - ②介護サービス基盤の整備・充実
  - ③地域で支える環境づくり
  - ④ひとり親家庭への支援の充実

## 目標5 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

- (1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進
  - ①性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実
  - ②性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実
- (2) ライフステージに応じた健康づくりの支援
  - ①生涯にわたる健康づくりのための支援
  - ②妊娠・出産等に関する健康支援
  - ③こころとからだの相談体制の充実
  - ④性感染症等への対策

## 目標6 女性に対する暴力の根絶

- (1) DVの根絶とDV被害者への総合的な支援体制づくり  
新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画
- (2) セクシュアル・ハラスメント、性暴力防止対策の推進
  - ①セクシュアル・ハラスメントの防止
  - ②性暴力防止の啓発と安全な環境づくり

### 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

- (1) DVを容認しない社会づくりの推進
  - ①DV防止の意識啓発の推進
  - ②DV相談窓口の周知
- (2) 相談体制の充実
  - ①安全に安心して相談できる体制づくり
  - ②相談従事者の研修の充実
  - ③相談窓口等の連携強化
- (3) DV被害者の保護体制と自立支援の充実
  - ①安全に配慮した保護体制の確立
  - ②総合的な相談支援体制の確立
  - ③自立支援策の充実
- (4) 関係機関や民間支援団体との連携の強化
  - ①児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携
  - ②関係機関・民間支援団体との連携・協力体制の強化
  - ③計画推進のための体制づくり

# 目標 1

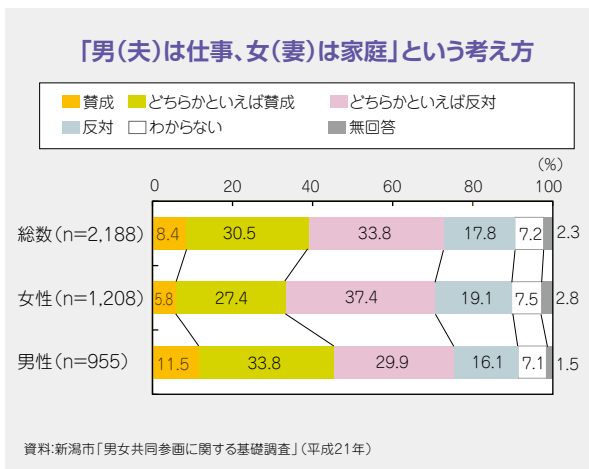
## 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

男女の固定的な役割分担意識を解消し、多様な生き方を尊重する取組を進めます。

市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重していくことが大切です。

社会制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識に基づいて形づくられ、男女の生き方の幅を狭めているものもあります。

男女の人権の侵害や不平等な取り扱いにつながりかねない固定的な性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、あらゆる機会を通じて市民に働きかけていきます。



「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を固定的に分ける考え方について反対する割合は、女性の方が高く、男女の意識に差があります。

指標 「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する人の割合

H21 51.6% ▶▶▶ H27 80%以上

# 目標 2

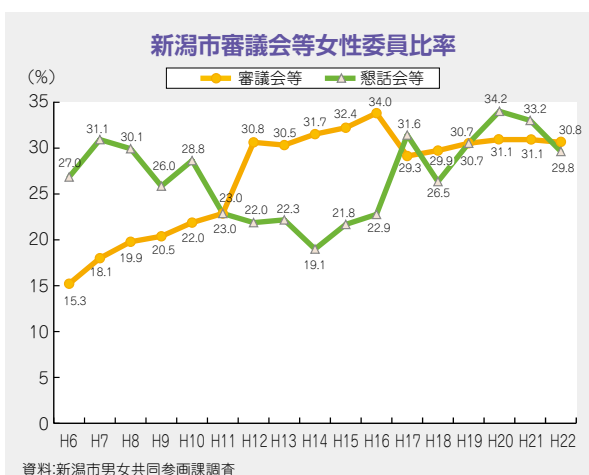
## 政策・方針決定の場への女性の参画促進

あらゆる分野で男女共同参画を進めます。

活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、多様な視点・考え方を市政や企業活動、地域活動などに生かしていくことが大切です。

市では、審議会などへの女性の参画を進めています。市や企業の管理職、自治会長などの地域の役員への女性の参画はなかなか進まず、社会の構成員の半分を占める女性の意見が十分反映されているとはいえない状況です。

市は率先して女性の登用を積極的に推進するとともに、企業や地域へも働きかけを行っていきます。また、女性の参画拡大に向けた学習機会を提供していきます。



市民の半数は女性ですが、審議会等への女性の参画は30%程度の状態が続いています。

指標 審議会等における女性委員の割合

H22 審議会 30.8% ▶▶▶ H27 40%以上  
H22 懇話会 29.8%

### 目標 3

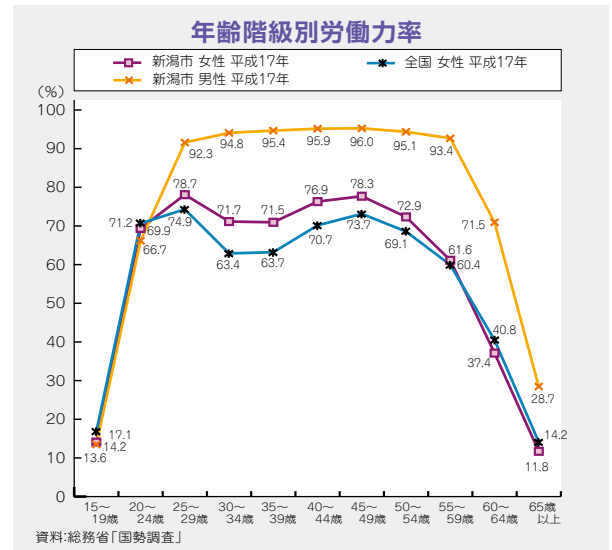
## 働く場における男女共同参画の推進

男女間格差の解消や女性の就業支援を進めます。

雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保などを図る環境整備は進んでいますが、雇用形態や賃金などに男女間で格差がある実態となっています。また、出産・子育て期に仕事を中断する女性が多く、継続した就業や再就職などの課題もあります。

農業や自営業などでは、仕事と生活の区別がつきにくく、女性の労働に対する正当な評価がされにくい状況にあります。

働く場において、男女間格差を解消し、意欲と能力のある女性が活躍できるように、また女性も男性もそれぞれの価値観やライフスタイルに応じて働き方を選択できる環境づくりを進めていきます。



女性の労働力率は、30歳代を底とするM字カーブを描き、出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。

指標 職場において男女の地位が平等であると思う人の割合

H21 18.8% ▶▶▶ H27 30%以上

### 目標 4

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

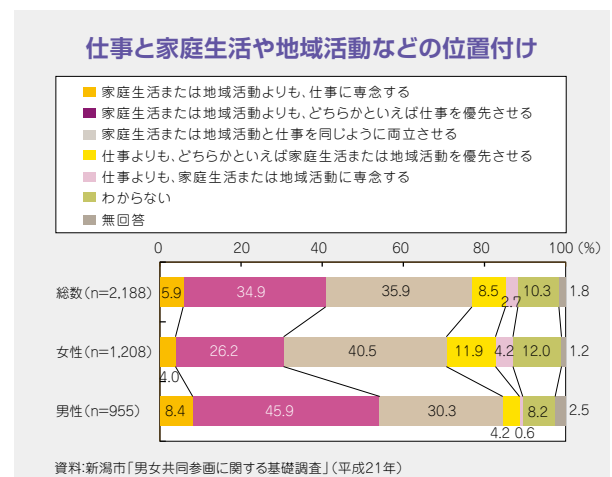
仕事と家庭生活・地域活動とが両立できる環境づくりを支援します。

男女がともに充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できることが大切です。

男性には、家庭生活の責任を果たしながら、仕事や地域活動などバランスのとれた充実した生活を送ることができるよう、仕事だけに偏りがちなライフスタイルを見直していくことについて啓発を進めます。

また、女性が職業を持ち続けていくうえでの大きな障害として、「家事や育児・介護との両立が難しい」ことがあげられているため、社会全体で子育てや介護を支援していく取組を進めます。

一人ひとりのライフステージに応じて多様な働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現していくことができるよう意識啓発と支援に努めていきます。



仕事と家庭生活や地域活動について、「両立させる」ことが望ましいとするのは女性の方が多く、男性は「どちらかといえば仕事を優先させる」とする人が多くなっています。

指標 育児休業取得率

男性 H21 1.0% ▶▶▶ H27 5%以上

女性 H21 85.8% ▶▶▶ H27 90%以上



## 目標 5

# 性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を尊重した取組を進めます。

男女が豊かな人生を送るためには、互いの性を十分に理解し、尊重しながら健康を維持していくことが不可欠です。

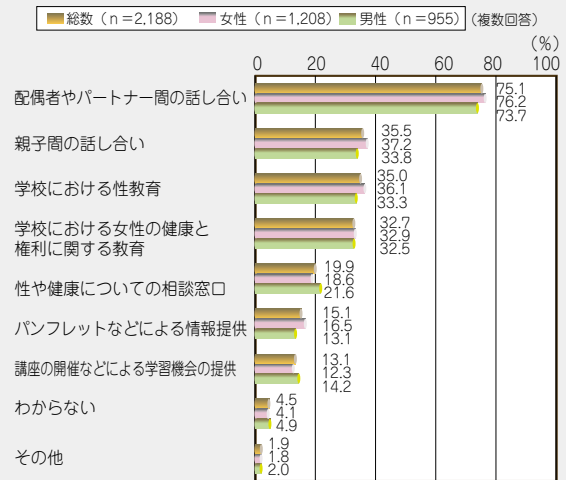
特に女性は、妊娠や出産のための身体的機能を備えており、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、人生の各段階を通じた健康確保の重要性を理解することが大切です。

男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重しあい、主体的に行動して自身の健康を管理できるよう健康教育や啓発活動を推進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。

**指標** 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきであると考える人の割合

H21 **89.7%** ▶▶▶ H27 **100%**

## 女性の健康と権利について、男女が理解し合うために必要なこと



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（平成 21 年）

妊娠・出産などの女性の健康と権利について、男女が理解し合うために大切なのは、「配偶者やパートナーでの話し合い」とする人が多くなっています。

## 目標 6

# 女性に対する暴力の根絶

DV対策を強化し、あらゆる人権侵害行為を防止します。

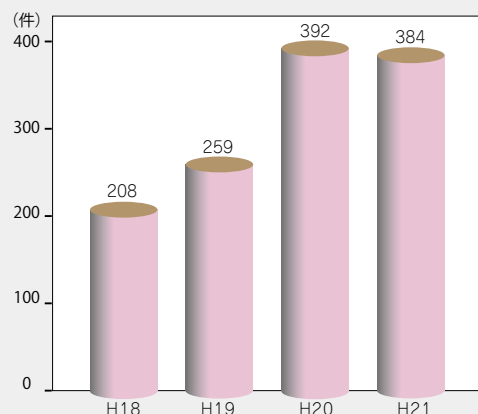
配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

こうした被害をなくすためには、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成していくことが必要です。

本市では、DV防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施していくため、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を推進していきます。

## DV相談件数〔新潟市〕



※件数は女性相談員、女性相談担当課、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の合計（新潟市男女共同参画課調べ）

配偶者からの暴力についての相談件数は、増加の傾向にあります。

**指標** DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合

H21 **37.6%** ▶▶▶ H27 **60%以上**

# 新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画

◆本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市の基本計画です。

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

平成21年度に本市が実施した「男女共同参画に関する基礎調査」では、配偶者等から暴力を受けた経験のある人は、女性では24.2%、男性では13.2%となっています。

相談窓口でのDVに関する相談件数は増加の傾向にありますが、「基礎調査」では、DV被害について、どこにも相談しなかったという人が46.6%となっており、早期に適切な相談や支援が受けられるようにしていく必要があります。

DV防止施策の推進にあたっては、DVに関する正しい理解を広めるとともに、関係機関等との連携を図りながら、DV被害者の人権を尊重した適切な相談・保護・自立支援を切れ目なく総合的に実施していく必要があります。

そのため、次のような取組を進めます。

## 1 DVを容認しない社会づくりの推進

DVについての正しい理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識が社会全体で共有されるよう啓発・教育を進めます。

## 2 相談体制の充実

DV被害者が安全に安心して相談できる体制づくりを進めます。また、被害者の立場に立った適切な支援ができるよう相談従事者の研修を充実します。

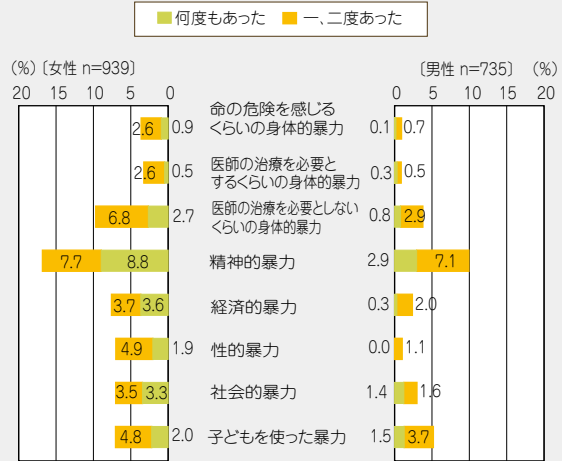
## 3 DV被害者の保護体制と自立支援の充実

DV被害者の保護体制の整備や自立に向けた支援策の充実を図ります。配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図り、相談・保護・自立支援を切れ目なく行う総合的な支援体制づくりを進めます。

## 4 関係機関や民間支援団体との連携の強化

DVの防止と被害者支援を進めるため、関係機関や民間支援団体との連携を強化するとともに、計画を着実に推進し、課題への対応を検討するための体制づくりを進めます。

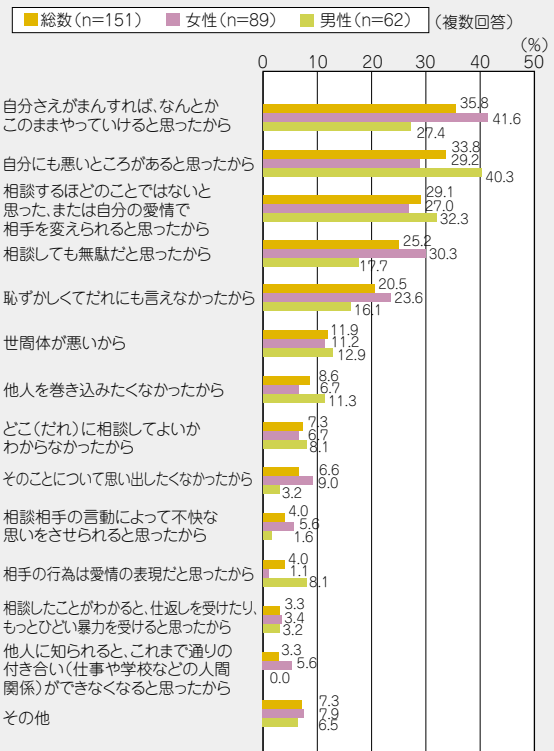
### 配偶者などからの暴力(DV)を受けた経験の有無【配偶者のいる(いた)人】



※精神的暴力…おどす、無視する、人格を否定する、交友関係や行動を監視するなど  
 経済的暴力…生活費を渡さない、働くことを妨害するなど  
 性的暴力…性行為や中絶を強要する、ポルノ雑誌を無理に見せる、遊ばに協力しないなど  
 社会的暴力…外出や行動を制限する、(携帯)電話・メールを細かく監視するなど  
 子どもを使った暴力…人格をおとしめるような言葉を子どもに聞かせるなど

資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

### 配偶者などから暴力(DV)を受けたことについてどこにも相談しなかった理由



資料:新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(平成21年)

# 指 標

	項 目	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	
目標 1	1 市民の性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭（家事・育児）」という考え方を 否定する人の割合	51.6%	80%以上	
	2 男女共同参画社会という用語の周知度 男女共同参画社会を知っている人の割合	55.3%	80%以上	
	3 男女の地位の平等感	法律や制度	33.8%	40%以上
		社会通念・慣習・ しきたり	9.5%	15%以上
		家庭生活	30.2%	40%以上
		地域社会	29.0%	40%以上
4 小・中学校の男女平等教育パンフレット を活用した授業割合	小学校 3 年生	93.9%	100%	
	小学校 6 年生	95.6%		
	中学校 2 年生	77.2%	90%以上	
目標 2	5 審議会等における女性委員割合	審議会	(※1) 30.8%	40%以上
		懇話会	(※1) 29.8%	
	6 女性委員のいない審議会等の割合	審議会	(※1) 6.0%	0%
		懇話会	(※1) 12.7%	
	7 農業委員における女性委員の割合		7.2%	10%以上
	[参考] 市職員の管理職における女性の割合		(※2) 8.0%	—
[参考] 市立小・中学校の校長・教頭における 女性の割合	小学校・校長	(※2) 15.6%	—	
	小学校・教頭	(※2) 15.6%		
	中学校・校長	(※2) 7.7%		
	中学校・教頭	(※2) 5.9%		
目標 3	8 職場における男女の地位の平等感	18.8%	30%以上	
	9 家族経営協定締結農家数	9.5%	市内認定農業者数の 10%以上	
	[参考] 所定内賃金の男女格差	74.9%	—	
目標 4	10 男女別育児休業取得率	男性	1.0%	5%以上
		女性	85.8%	90%以上
目標 4	11 共働き夫婦の家事等平均時間の格差	235分 (共働き女性307分) 男性 72分)	200分以内	
目標 5	12 妊娠や出産にかかわる女性の健康と権利に配慮すべきで あると考える人の割合	89.7%	100%	
目標 6	13 DV被害にあったときの相談窓口を知っている人の割合	37.6%	60%以上	

※1 平成22年7月1日現在

※2 平成22年4月1日現在

## 新潟市市民生活部男女共同参画課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地1

TEL 025-226-1061(直通)

E-mail danjo@city.niigata.lg.jp